

事務連絡
平成16年10月1日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

プロスタグランジンI₂製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う
在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したので、お知らせ致します。



保医発第 1001005 号
平成 16 年 10 月 1 日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長



プロスタグランジン I₂ 製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う 在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成 6 年厚生省告示第 54 号。以下「診療報酬点数表」という。）においては、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に、在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できる取扱いとなっているところであるが、今般、プロスタグランジン I₂ 製剤について薬事法上の効能・効果が追加されたことに伴い、その取扱いについて下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 保険適用上の取扱い

肺動脈性肺高血圧症（原発性肺高血圧症を除く。）の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて、診療報酬点数表別表第一第 2 章第 2 部第 2 節区分 C 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成16年2月27日保医発第0227001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第2節C111在宅肺高血圧症患者指導管理料に、次のように加える。

(3) 肺動脈性肺高血圧症（原発性肺高血圧症を除く。）の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて算定する。